

受贈者の氏名

提出用

相続時精算課税

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。

私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税の特例の適用を受けます。(単位:円)

種類	細目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日			
			数量	単価	固定資産税評価額	倍数
住所	特定贈与者から取得した財産の明細		令和	年	月	日
フリガナ				円	円	倍
氏名			令和	年	月	日
続柄	父 1、母 2、祖父 3 祖母 4、1~4以外 5		令和	年	月	日
生年月日	明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4			円	円	倍
財産の価額の合計額 (課税価格)			26			
基礎の控除額			27			
相続時精算課税に係る基礎控除額 (110万円×26÷27) (注2)			28			
28の控除後の課税価格 (26-28)			29			
特別控除額の計算			30			
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円)			31			
特別控除額の残額 (2,500万円-30)			32			
特別控除額 (29の金額と31の金額のいずれか低い金額)			33			
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-30-32)			34			
32の控除後の課税価格 (29-32) 【1,000円未満切捨て】			35			000
34に対する税額 (34×20%)			36			00
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)			37			
差引税額 (35-36)						
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税選択届出書の提出又は相続時精算課税分の贈与税の申告状況	提出・申告した税務署名	提出・申告した年	受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)			
	署	平成 令和 年分				
	署	平成 令和 年分				
	署	平成 令和 年分				
	署	平成 令和 年分				

↑...上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

- (注1) 特定贈与者ごとの第二表の26の金額の合計額を記載します。なお、年の中途において死亡した特定贈与者がいる場合には、その特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額の合計額も加算します(その特定贈与者に係る第二表の作成の必要はありません。)
- (注2) 28欄の金額に1円未満の端数がある場合には、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除額の合計額が110万円になるようにその端数を調整してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

* 税務署整理欄	整理番号		名簿		届出番号	
	財産細目コード					

* 欄には記入しないでください。

第二表 (令和6年分以降用) (第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

令和 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書) 修正

受贈者の氏名



控
用

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位：円)											
相 続 時 精 算 課 税 分	特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>○フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。</small>		左の特 定贈与 者から 取得し た財産 の明細	種 類	細 目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 財 産 の 価 額				
	住 所			所 在 場 所 等				数 量	単 価	固定資産税 評 価 額	倍 数
	フリガナ										
	氏 名										
	続 柄		父 <input type="checkbox"/> 1、母 <input type="checkbox"/> 2、祖父 <input type="checkbox"/> 3 祖母 <input type="checkbox"/> 4、①～④以外 <input type="checkbox"/> 5 <small>※⑤の場合に記入します。</small>								
	生 年 月 日		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>								
			↑ 明治 <input type="text"/> 1、大正 <input type="text"/> 2、昭和 <input type="text"/> 3、平成 <input type="text"/> 4								
	財産の価額の合計額 (課税価格)							②6			
	基礎の控除計算							②7			
	特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額 (注1)							②7			
相続時精算課税に係る基礎控除額 (110万円×②6÷②7) (注2)							②8				
②8の控除後の課税価格 (②6-②8)							②9				
特別控除額の計算							③0				
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円)							③0				
特別控除額の残額 (2,500万円-③0)							③1				
特別控除額 (②9の金額と③1の金額のいずれか低い金額)							③2				
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-③0-③2)							③3				
税額の計算							③4				
③2の控除後の課税価格 (②9-③2) 【1,000円未満切捨て】							③4				
③4に対する税額 (③4×20%)							③5				
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)							③6				
差引税額 (③5-③6)							③7				
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税選択届出書の提出又は相続時精算課税分の贈与税の申告状況		提出・申告した 税 務 署 名	提出・申告した 年	受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)							
		署	平成 令和								
		署	平成 令和								
		署	平成 令和								
		署	平成 令和								

第二表 (令和6年分以降用)

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

↑...上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

- (注1) 特定贈与者ごとの第二表の②6の金額の合計額を記載します。
 なお、年の中途において死亡した特定贈与者がいる場合には、その特定贈与者からの贈与により取得した財産の価額の合計額も加算します
 (その特定贈与者に係る第二表の作成の必要はありません。)
- (注2) ②8欄の金額に1円未満の端数がある場合には、特定贈与者ごとの相続時精算課税に係る基礎控除額の合計額が110万円になるようにその端数を調整してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。